

（設置）

第 1 条 本協議会は、「嘉瀬川水系流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 本協議会は、令和元年度東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、嘉瀬川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の対象流域）

第 3 条 協議会は、一級水系嘉瀬川流域を対象とする。

（協議会の構成）

第 4 条 協議会は、別紙 1 の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第 1 項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙 1 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会）

第 5 条 協議会に幹事会を置く

- 2 幹事会は、別紙 2 の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第 2 項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙 2 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第 6 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 2 嘉瀬川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 3 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」策定と公表。
- 4 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 5 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

- 第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

- 第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第9条 協議会及び幹事会を円滑に行うため事務局を置く。
- 2 事務局は、九州地方整備局武雄河川事務所、佐賀県県土整備部河川砂防課に置く。

(雑則)

- 第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第11条 本規約は、令和2年 月 日から施行する。

嘉瀬川水系流域治水協議会 名簿

佐賀市長

小城市長

佐賀県 政策部（危機管理・報道局） 危機管理防災課長

佐賀県 農林水産部 農山漁村課長

佐賀県 県土整備部 副部長

佐賀県 佐賀土木事務所長

気象庁 佐賀地方气象台長

九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所長

九州地方整備局 佐賀河川事務所長

九州地方整備局 武雄河川事務所長

嘉瀬川水系流域治水協議会幹事会 名簿

佐賀市 建設部 河川砂防課 課長  
佐賀市 建設部 都市政策課 課長  
佐賀市 総務部 消防防災課 課長  
佐賀市 農林水産部 農村環境課 課長  
小城市 総務部 防災対策課 課長  
小城市 建設部 建設課 課長  
小城市 建設部 都市計画課 課長  
小城市 建設部 下水道課 課長  
小城市 産業部 農村整備課 課長  
佐賀県 政策部（危機管理・報道局） 危機管理防災課 副課長  
佐賀県 農林水産部 農山漁村課 副課長  
佐賀県 農林水産部 農地整備課 技術監  
佐賀県 県土整備部 都市計画課 副課長  
佐賀県 県土整備部 下水道課 副課長  
佐賀県 県土整備部 河川砂防課 技術監  
佐賀県 佐賀土木事務所 副所長  
気象庁 佐賀地方气象台 防災管理官  
九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所 企画課長  
九州地方整備局 佐賀河川事務所 副所長  
九州地方整備局 武雄河川事務所 副所長

## 松浦川水系流域治水協議会 規約（案）

### （設置）

第 1 条 本協議会は、「松浦川水系流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

### （目的）

第 2 条 本協議会は、令和元年度東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、松浦川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

### （協議会の対象流域）

第 3 条 協議会は、一級水系松浦川流域を対象とする。

### （協議会の構成）

第 4 条 協議会は、別紙 1 の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第 1 項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙 1 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

### （幹事会）

第 5 条 協議会に幹事会を置く

- 2 幹事会は、別紙 2 の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第 2 項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙 2 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

### （協議会の実施事項）

第 6 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 2 松浦川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 3 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」策定と公表。
- 4 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 5 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

- 第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

- 第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第9条 協議会及び幹事会を円滑に行うため事務局を置く。
- 2 事務局は、九州地方整備局武雄河川事務所、佐賀県県土整備部河川砂防課に置く。

(雑則)

- 第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第11条 本規約は、令和2年 月 日から施行する。

松浦川水系流域治水協議会 名簿

唐津市長

伊万里市長

武雄市長

佐賀県 政策部（危機管理・報道局） 危機管理防災課長

佐賀県 農林水産部 農山漁村課長

佐賀県 県土整備部 副部長

佐賀県 唐津土木事務所長

佐賀県 伊万里土木事務所長

佐賀県 杵藤土木事務所長

気象庁 佐賀地方气象台長

九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所長

九州地方整備局 武雄河川事務所長

## 松浦川水系流域治水協議会幹事会 名簿

唐津市 総務部 危機管理防災課 課長  
唐津市 農林水産部 副部長 兼農地林務課 課長  
唐津市 都市整備部 副部長 兼都市計画課 課長  
唐津市 都市整備部 副部長 兼道路河川管理課 課長  
唐津市 上下水道局 次長 兼下水道施設課 課長  
伊万里市 建設農林水産部 道路河川課 課長  
武雄市 総務部 防災・減災課 課長  
武雄市 営業部 農林課 課長  
武雄市 まちづくり部 建設課 課長  
武雄市 まちづくり部 都市計画課 課長  
佐賀県 政策部（危機管理・報道局） 危機管理防災課 副課長  
佐賀県 農林水産部 農山漁村課 副課長  
佐賀県 農林水産部 農地整備課 技術監  
佐賀県 県土整備部 都市計画課 副課長  
佐賀県 県土整備部 下水道課 副課長  
佐賀県 県土整備部 河川砂防課 技術監  
佐賀県 唐津土木事務所 副所長  
佐賀県 伊万里土木事務所 副所長  
佐賀県 杵藤土木事務所 副所長  
気象庁 佐賀地方气象台 防災管理官  
九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所 企画課長  
九州地方整備局 武雄河川事務所 副所長